

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市八幡山墓地		
所在地	宇都宮市埜田5丁目548番地		
根拠条例等	墓地, 埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号) 宇都宮市墓園条例(昭和39年宇都宮市条例第1号) 宇都宮市墓園条例施行規則(平成39年宇都宮市規則第4号)		
設置年月日	明治33年1月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	八幡山墓地は, 宇都宮市墓園条例(昭和39年条例第1号。以下「墓園条例」という。)に定める施設として, 市民の墓地需用に応えるため, 墓地供給を行うとともに, 利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的としている。	
	業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の運営に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 墓地に関する業務 (2) 各種届出の受付業務 (3) 霊園に関する相談業務 2 施設の維持管理に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理業務 (2) 清掃に関する業務 	
開館時間	—		
休館日	—		
現在の指定管理者	平石環境システム・宇都宮文化センター・五光宇都宮店共同事業体		
収支概要(千円)	指定管理料等(市支出総額)	—(聖山公園を参照)	
	管理手数料収入	502千円	
利用者数(のべ人数)	180人		
施設構造	—		
敷地面積 (m ²)	1530.57m ²	延床面積 (m ²)	—

	施設名	定員（人）	面積（㎡）
主な施設内容	墓 所	—	1, 2 2 4. 5 7
	園 路	—	3 0 6
	 	 	
	 	 	
	 	 	
	 	 	
	 	 	
	 	 	
	 	 	
	 	 	
そ の 他 特 記 事 項	墓地の種類及び造成基数 和式墓地 1 6 7 基		